

令和3年度内部統制評価報告書審査意見書

宮 崎 県 監 査 委 員

44100-1088
令和4年8月31日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

宮崎県監査委員 緒 方 文 彦
宮崎県監査委員 安 樂 健 一
宮崎県監査委員 丸 山 裕次郎
宮崎県監査委員 山 下 博 三

令和3年度内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項に基づき、令和4年6月30日付け21230-1052で審査に付された令和3年度内部統制評価報告書の審査を行いましたので、別添のとおり意見書を提出します。

令和3年度内部統制評価報告書審査意見書

1 審査の対象

令和3年度内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和3年度内部統制評価報告書の審査は、知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

令和3年度内部統制評価報告書について、知事及び内部統制評価部局から報告を受け、宮崎県監査基準（令和2年3月30日宮崎県監査委員告示第2号）に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、評価対象期間を対象として実施したその他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和3年度内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載はおおむね相当である。

5 改善が望まれる事項

内部統制制度の導入から2年目に入り、監査においても指摘事項等の件数が減少するなど一定の効果がみられるが、今後、内部統制の実効性を高め、更なる推進を図る上では、以下の事項について改善が望まれる。

(1) リスク及びリスク対応策について

リスクの選択が不十分であると考えられる所属が引き続き複数確認された。

各所属においては、監査結果や会計課など共通業務所管課による検査・指導内容を踏まえ、所管業務に係るリスクの選択に漏れがないか再度確認した上で、不備の発生可能性のあるリスクについての的確に選択し、それに応じたリスク対応策の設定を適切に行うことが求められる。

(2) 自己点検について

各所属のリスクとして選択されているにもかかわらず、自己点検で把握されていない不備が、引き続き定期監査により多数確認された。

各所属においては、自己点検の精度を高め、発生した不備を漏れなく確実に把握するとともに、適切な是正・改善につなげていくことが望まれる。

(3) 「特に注意すべき不備」及び同一内容の不備の発生について

令和3年度においても、「特に注意すべき不備」とされる事案発生が複数報告されるとともに、前年度に把握された不備と同一内容の不備の発生が複数の所属で確認された。

該当所属においては、不備発生の原因究明及び効果的な再発防止策を講じることが強く望まれる。